

健康保険・厚生年金保険 適用事業所関係事項確認（申請）書

【手続概要】

健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主が、適用事業所であることの確認書の交付を求めるときに申請します。（解散等によりすでに事業所が存在しない場合については、元事業主が申請者となります。）

【添付書類】

特になし

【提出先】

事業所の所在地を管轄する年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参